

食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令案における  
意見募集について寄せられた御意見について

令和元年12月27日  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
食品監視安全課  
消費者庁  
表示対策課

食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令案について、令和元年9月30日から10月29日までの間、御意見を募集したところ、26件の御意見を頂きました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、別添のとおりです。

なお、御意見については、適宜要約等の上、取りまとめており、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

今回、御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

| 番号 | 項目                        | 御意見  | 当省庁の考え方  |
|----|---------------------------|--|--|
| 1. | (1) 食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合 | <p>容易に回収できることが明らかな場合として届出不要となる場合とは、具体的にどのようなものを指すのか。業務用に販売された食品も入るのか。もし業務用も含まれるということであれば、最終的にはそれが最終製品の一部の原料として利用され製造され不特定多数に販売される食品となることからもし何か危害がある場合被害が大きくなることと考えられるから、業務用食品もリコール対象に含めるほうが良いと考える。</p> <p>※その他同様の意見が2件</p> | <p>詳細については追って施行通知等でお示しますが、具体的には部外者が利用できない社内食堂において食品が提供された場合等を想定しています。また、業務用食品における自主回収が食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号。以下「改正法」という。)による改正後の食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第58条第1項による届出の対象となるかどうかについては、法第58条第1項各号に掲げる各条項及び本命令の第1条各号に掲げる「容易に回収できることが明らかな場合」又は「消費者が飲食の用に供しないことが明らかな場合」に該当するかどうかによって決めます。</p> |
| 2. | (1) 食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合 | <p>業務用加工食品を食品衛生上の問題により自主回収する場合は、販売した取引先が特定でき、連絡することで容易に取引先から当該食品の回収が可能であるから、「食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合」に該当するとの認識でよいか。また、取引先が当該</p>   | <p>当該加工食品が流通前であれば食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合に該当します。業務用食品における自主回収については、本命令第1条各号に掲げる「容易に回収できることが明らかな場合」又は「消費者が飲食の用に供しないことが明らかな場合」に該当するかどうかによって決めます。また、届出の主体は個々の事案によって変わり得ます。</p>   |

|    |                           |  |   |
|----|---------------------------|--|---|
|    |                           | 業務用加工食品を一般用加工食品に製造・加工して、既に消費者に販売している場合にあつては、食品衛生上の問題が発生するおそれがあるとして、自主回収して回収の届出を行うのは、当該取引先との認識でよいか。                               |   |
| 3. | (1) 食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合 | タール系着色料をカステラ、スポンジケーキ等の品目に使用した場合、法第 13 条第 2 項の規定に違反するが、食品衛生上の危害が発生するおそれがないので、食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として定めるべきと考える。                   | 改正法による改正後の法第 58 条第 1 項に規定される「食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合」とは、必ずしも人体に影響があるものに限りません。タール系着色料についても食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)により使用が制限されていることに鑑み、特段の措置を講ずる予定はありません。 |
| 4. | (1) 食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合 | 家電器具は、食品衛生以外の問題で回収に着手する場合があります、既に該当する省庁への届出により対応しているから、食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として、「器具において、食品衛生上の問題ではない事案で回収を行う場合」という文言を追加していただきたい。 | 改正法による改正後の法第 58 条第 1 項の規定による届出の対象は、同項各号に掲げる各規定に違反し、又は違反するおそれがあるため自主回収を行った場合に限られるため御指摘の文言は追加しないこととしています。   |

|    |                           |  |   |
|----|---------------------------|--|---|
|    |                           | ※その他同様の意見が 11 件  |   |
| 5. | (1) 食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合 | 食品等を消費者が飲食の用に供しないことが明らかで、食品衛生上の危害が発生するおそれがないのに、なぜ回収しそれを報告しなければならないのか。  | 飲食の用に供しないことが明らかな場合には改正法による改正後の法第 58 条第 1 項に規定する「食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合」として、届出の対象外となります。        |
| 6. | (1) 食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合 | 届出すべき自主回収の対象範囲が分かりにくい。具体的にどのような場合があるのか、例に示していただきたい。<br>※その他同様の意見が3件  | 御指摘については、厚生労働省及び消費者庁のホームページを通じお示しいたします。   |
| 7. | (1) 食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合 | 健康危害がない場合でも自主回収し、喫食可能な食品も廃棄されている場合が見受けられるため、食品ロス削減の観点から、健康危害がない場合には回収不要である旨を明記していただきたい。さらに、その場合でも公表し行政に報告する義務がある場合がある旨も追記していただきたい。 | 改正法による改正後の法第 58 条第1項は、同項各号に規定する条項に違反し、又は違反するおそれがある場合の自主回収について定めるものであり、回収の要否について規定したものではありません。 |

|     |                           |   |  |
|-----|---------------------------|---|--|
| 8.  | (1) 食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合 | 行政への報告義務が不要の場合は、2. (1)①及び②の両方を満たす場合か、1つのみ満たす場合か明記していただきたい。  | 届出不要となる場合は本命令第1条各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合である旨規定しています。   |
| 9.  | (1) 食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合 | <p>「食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合」として2つ挙げられているが、現状の食品リコール情報の報告制度の報告対象外とされている、「食品衛生法違反ではなく、健康への悪影響が考えられないもの」とはイコールでないように読み取れる。</p> <p>例えば品質上の問題、軟質異物の混入も食品衛生上の危害が発生するおそれがあるとすると、報告対象が都道府県と厚生労働省とで異なり、混乱が生じるように懸念される。</p> | <p>施行後は国による統一的なリコール情報の届出制度に統一されることになるため、御懸念については解消されるものと考えます。</p>  |
| 10. | (1) 食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合 | 改正法による改正後の法第18条第3項に該当する器具・容器包装については、リスク評価(食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針)により「食品衛生  | 改正法による改正後の法第58条第1項は、同項各号に規定する条項に違反し、又は違反するおそれがある場合の自主回収について定めるものであり、回収の要否について規定したものではありません。また、改正法による改正後の法第18条第3項に基づくポジティブリスト制度に掲載されていない原材料を使用した場合であって、同項 |

|     |                                  |  |  |
|-----|----------------------------------|--|--|
|     |                                  | <p>上の危害が発生するおそれ」がないことが担保されている。また、法第 18 条第3項違反を理由に回収させることは不安感をあおるだけである。そのため、必要な文言を追加すべきと考える。</p>  | <p>に違反し、又は違反のおそれがある自主回収を行った場合には、当該回収情報を行政が把握すべき事項であるため、「食品衛生上の危害の発生のおそれがない場合」としては定めておりません。</p>   |
| 11. | <p>(1) 食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合</p> | <p>ガラス、金属、硬質プラスチック等の破片が食品に混入した場合は危害発生のおそれがあるので報告対象と考えるが、毛髪や糸くず等の混入まで「危害発生のおそれがある」と考えるのか。</p> <p>また、食品用器具・容器包装における「食品衛生上の危害が発生するおそれ」についても、例えば、ガラス、金属、硬質プラスチック等の破片が食品用器具・容器包装に混入し食品に混和するおそれがゼロでなければ報告対象と考えるのか。</p> <p>食品等と一律にくっっているが、「食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合」について、食品と</p> | <p>異物混入による食品衛生上の危害の発生のは是非については具体の事実即して判断する必要があり、法第 58 条第 1 項各号に掲げる同法の各規定に違反し、又は違反するおそれがある自主回収を行う場合には、法第 58 条第 1 項の規定による届出の対象となります。</p> <p>なお、法第 58 条においても特段食品と器具・容器包装について分けて規定しておらず、本命令においても分けて記載することは不要と考えます。</p> |

|     |                           |  |   |
|-----|---------------------------|--|---|
|     |                           | 食品用器具・容器包装に分けて定義していただきたい。  |   |
| 12. | (1) 食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合 | 「不特定又は多数の…」という文言だと、不特定少数や特定多数の場合が含まれるか不透明である。また、特定の人に販売された等の容易に回収できる場合であっても、転売等の更なる分配がなされる可能性があるから「…容易に回収できることが明らかな場合」という号は削除すべきである。   | <p>特定多数又は不特定少数であっても、容易に回収が可能な場合は届出の対象から除くことを明確化するために、「不特定かつ多数の者に対して販売されたものではなく」と規定しています。</p> <p>また、御指摘の転売等の場合には、再度、本命令第 1 条に掲げる場合に該当するかどうかを判断することになります。</p> |
| 13. | (2) 届出事項                  | <p>改正法による改正後の法第 58 条第 1 項による食品の回収の届出は、国内製造品に関しては、製造所を所管する都道府県も可能としていただきたい。</p> <p>パブコメ(案)の届出事項には、営業者氏名と住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)となっており、本社所在地の都道府県に届け出るように読める。食品回収届出の主体は営業者(食品等の採取、製造、輸入、加工、販売)であること</p> | 改正後の法第 58 条の規定による届出先となる都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区長を含む。)とは必ずしも回収を行う営業者の主たる事務所の所在する都道府県知事であることを想定しておらず、実際に回収を行う事務所の所在する都道府県知事に届け出ることができます。                       |

|     |         |  |  |
|-----|---------|--|--|
|     |         | <p>から、本社を所管する自治体に届出をしても、回収に至った経緯の把握や改善の指導もできず、また首都圏に本社が集中しているため首都圏保健所の業務負担は相当になる。届出先として本社所在地の他に、事業の拠点(製造施設、事業所、支社等)の都道府県を可能として省令に記載いただきたい。</p> <p>※その他同様の意見が1件</p> |  |
| 14. | (2)届出事項 | <p>法人の場合は、法人番号の提出も行わせるようにされたい。</p>   | <p>法人番号がなくとも法人の名称が把握できれば目的を達成することができるものと考えますが、任意で法人番号についても提出を求めることができるよう検討します。</p> |
| 15. | (3)その他  | <p>食品等とは、次亜塩素酸ナトリウムのような殺菌目的のための食品添加物も含まれるのか。</p>   | <p>添加物についても食品等に含まれます。</p>  |